

## 宿 泊 約 款

《 花 園 会 館 》

### (適用範囲)

#### 第1条

- 1 当会館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとしこの約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当会館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

#### 第2条

- 1 当会館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当会館に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - (4) その他当会館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当会館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

#### 第3条

- 1 宿泊契約は、当会館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当会館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の基本宿泊料を限度として当会館が定める申込金を、当会館が指定する日までにお支払いいただくことがあります。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項が発生した場合の申込金を同項の規定により当会館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金支払期日を指定するに当たり、当会館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

#### 第4条

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当会館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じる事があります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当会館が前条第2項の申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### (宿泊契約締結の拒否)

#### 第5条

- 1 当会館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

- ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 京都府旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

宿泊拒否の事由：第5条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、宿泊しようとする者又は宿泊している者が次の各号の一に該当する者であるときその他正当な理由のあるときとする。

- ①泥酔者その他宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのある者
- ②宿泊中放歌、けん騒、歌舞、音曲等で宿泊客に迷惑を及ぼす言動のある者
- ③明らかに支払能力のないと認められる者
- ④挙動不審と認められる者

### (宿泊客の契約解除権)

#### 第6条

- 1 宿泊客は、当会館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当会館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当会館が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当会館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当会館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当会館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### (当会館の契約解除権)

#### 第7条

- 1 当会館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
    - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
  - (4) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 京都府旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当会館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当会館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### (宿泊の登録)

#### 第8条

- 1 宿泊客は、宿泊当日、当会館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発時刻
  - (4) その他当会館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示して頂きます。

### (客室の使用時間)

#### 第9条

- 1 宿泊客が当会館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当会館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過3時間までは、基本宿泊料金の30%
  - (2) 超過5時間までは、基本宿泊料金の50%
  - (3) 超過5時間以上は、基本宿泊料金の100%
- 3 前項の基本宿泊料金とは別表1の基本宿泊料をいう。

### (利用規則の遵守)

#### 第10条

宿泊客は、当会館内においては当会館が定めて会館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

### (営業時間)

#### 第11条

- 1 当会館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスガイド等でご案内いたします。
  - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
    - イ 門限 24:00
    - ロ フロントサービス 24時間
  - (2) 飲食等(施設)サービス時間
    - イ 朝食(レストラン花ごころ) 7:00~ 9:00
    - ロ 夕食(レストラン花ごころ) 17:30~22:00(ラストオーダー 21:00)
    - ハ 昼食その他の飲食等(レストラン花ごころ) 11:00~22:00
  - (3) 附帯サービス施設時間
    - イ 売店 7:30~20:30
    - ロ 大浴場 16:00~25:00  
6:00~ 9:00
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

### (料金の支払い)

#### 第12条

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当会館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当会館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当会館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

### (当会館の責任)

#### 第13条

- 1 当会館は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当会館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当会館は消防機関から「マル適マーク」を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

### (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

#### 第14条

- 1 当会館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当会館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当会館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

### (寄託物等の取扱い)

#### 第15条

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の障害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当会館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当会館がその種類及び価額の明示をもとめた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当会館は、15万円を限度としてその損害を弁償します。
- 2 宿泊客が当会館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当会館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当会館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、15万円を限度として当会館はその損害を賠償します。

### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

#### 第16条

- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当会館に到着した場合は、その到着前に当会館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当会館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当会館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当会館の責任は、第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

### (駐車場の責任)

#### 第17条

宿泊客が当会館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当会館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。  
ただし駐車場の管理に当たり、当会館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

### (宿泊客の責任)

#### 第18条

宿泊客の故意又は過失により当会館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当会館に対しその損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳 《第2条第1項、第9条第2項及び第12条第1項関係》

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料 [室料（又は室料+食事料金）]
	追加料金	飲食料 その他利用料金
	税金	消費税

備考

1. 基本宿泊料金は、フロントと客室に提示する料金表になります。
2. 当館では子供も大人料金と同一になりますが、寝具及び食事を提供しない幼児については、料金をいただきません。ただし、季節・宿泊プランにより子供料金・幼児料金を設定することがあります。この場合適当な方法をもってお知らせします。なお、子供料金は小学生以下に適用いたします。税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金（取消料） 《第6条第2項関係》

基本取消料率パターン（単位：％）

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
1～14名	100%	100%	50%	30%	30%							
15～30名	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
31～100名	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金（取消料）の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

## 防災のご案内

この度は、花園会館にご宿泊いただき誠にありがとうございます。

当会館は、万一の火災や地震に対して防火設備を完備し、定期的防災訓練により職員の教育を徹底させ、お越しいただいたお客様の安全確保には、万全を備えております。

以下、当会館の防災設備をご案内申し上げます。

### 記

1. 煙感知器・熱感知器 全館で206個設置いたしております。
2. 消火栓（ホース30m） 全館で14箇所に設置いたしております。
3. 消 火 器 全館で26個設置いたしております。
4. 非 常 用 灯 全室内、廊下及び防煙非常階段等に設置され、万一停電の場合も点灯します。
5. 非常ベル、非常放送設備等完備いたしております。
6. 各客室、廊下はそれぞれ防火壁及び防火扉で仕切られており、一つ一つが防火区画となっております。
7. じゅうたん、カーテン、壁面、天井クロスは防災加工を施したものを使用いたしております。

### 万一火災発生の場合は

1. プッシュボタン9番フロントにご連絡ください。
2. 非常ベル、非常放送等で状況により各階毎、または全館一斉にお知らせいたしますから、係員の案内等により、各階の両端に設置してある非難階段でご避難ください。
3. 煙を吸わないよう、口と鼻に濡れタオルをあて、壁に沿って低い姿勢で非常口へ避難してください。
4. お部屋から避難する場合は、延焼防止のため必ず扉をお閉めください。
5. エレベーターのご使用は危険ですからおやめください。

### ◎ お願い

1. お休み前には、お部屋入口ドア内側の案内図で、お部屋の位置と非常口の位置、及び懐中電灯《洋室：ナイトテーブル内側、和室：入口靴箱上》をご確認ください。
2. ベッドでの喫煙は、大変危険ですから絶対におやめください。
3. 電気スタンドの傘に物をかけて乾かしますと火災の原因になり、大変危険ですのでおやめください。
4. 炊事用火器およびアイロン等のご使用なさらないでください。
5. シャワーご利用の際、浴室のドアは必ず閉めてご使用ください。火災警報器が作動する場合がございます。

**ご宿泊料金 (税込) ROOM RATES (incl. tax) / 全室禁煙 non smoking**

客室タイプ Type of Room	利用人数 Number of Guests	室料(お1人様当り) Per Person	設備 Facilities
洋室シングルルーム Single Room	1	7,560 円	バス・トイレ付 shower and toilet included
洋室ツインルーム Twin Room	2	7,560 円	バス・トイレ付 shower and toilet included
	1	9,720 円	
洋室ツイン (バリアフリールーム) Twin Room (Handicap Accessible)	2	7,560 円	バス・トイレ付 shower and toilet included
	1	9,720 円	
和室 Japanese style Room	4	5,940 円	バス無し・トイレ付 toilet only (2 available with shower)
	3	7,020 円	
	2	8,640 円	
	1	10,800 円	

※料金につきましては特定日等により、変更させていただく場合もございます。

予約の際にご確認ください。

※当ホテルは、全室禁煙です。喫煙されるお客様は、館内に設けております喫煙スペースをご利用ください。

- 洋室…バス・トイレ付
- 和室…バス無し・トイレ付 (一部バス付)
- 和室の布団敷きは、お客様でお願いします。

**お食事料金 (税込) MEALS (incl. tax)**

夕食 Dinner	会席 (Japanese Dinner Kaiseki)	5,400 円～
	ミニ会席 (Japanese Dinner Mini Course)	3,240 円
	精進 (Japanese Diner Shojin)	3,240 円～
朝食 Breakfast	和朝食 (Japanese Breakfast)	1,080 円
	朝粥 (Morning Gruel · Rice Porridge)	1,620 円

※宿泊のお客様の朝食は、予約制でございます。

※ルームサービスは、ございません。

※お正月 (1/1～1/3) の朝食は、2,160 円 (税込) となります。